（運搬方法確認の範囲）

第二条　法第十八条第二項（法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。

（登録の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二　（略）

三　運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

四　主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

五　登録申請者が法第四十一条の十九の二第三号及び法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

六　（略）

（運搬方法確認員等の選任及び変更の届出）

第十四条　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　運搬方法確認員を選任する場合にあっては、その者が法第四十一条の十九の二第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二　主任運搬方法確認員を選任する場合にあっては、その者が法第四十一条の十九の二第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3　（略）

（帳簿）

第十五条　法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～二　（略）

三　放射性輸送物（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）の種類及び承認容器の番号

四～九　（略）

2　（略）

（運搬方法確認の範囲）

第二条　法第十八条第二項の国土交通省令で定める措置は、法第十八条第三項の承認を受けた容器（以下「承認容器」という。）による運搬（国土交通大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に関する措置とする。

（登録の申請）

第三条　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～二　（略）

三　運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

四　主任運搬方法確認員の氏名及びその者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

五　登録申請者が法第四十一条の二十において準用する法第四十条各号及び第四十一条第一項第三号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

六　（略）

（運搬方法確認員等の選任及び変更の届出）

第十四条　（略）

2　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　運搬方法確認員を選任する場合にあっては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第一号に規定する運搬方法確認員であることを証する書類

二　主任運搬方法確認員を選任する場合にあっては、その者が法第四十一条の二十において準用する法第四十一条第一項第二号に規定する主任運搬方法確認員であることを証する書類

3　（略）

（帳簿）

第十五条　法第四十一条の二十において準用する法第四十一条の十三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～二　（略）

三　放射性輸送物（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（同条第二項に定めるＩＰ－１型輸送物、ＩＰ－２型輸送物及びＩＰ－３型輸送物を含む。）をいう。第十七条第一項第三号において同じ。）の種類及び承認容器の番号

四～九　（略）

2　（略）